

令和元年8月21日

図書館委員会委員 殿

図書館委員会委員長
(附属図書館長)
尾上 孝雄

令和元年度第2回図書館委員会（持ち回り）の審議結果について

令和元年8月6日付で持ち回りでの審議をお願いしておりました件について、協議事項1、2ともに「原案どおり承認します。」が半数を超えましたので、ご承認いただいたこととさせていただきます。

なお、協議事項1、2ともに「原案については、一部（別記）を除き承認します。」及び「原案については、承認できません。」の回答はありませんでした。

皆様のご協力ありがとうございました。

令和元年8月6日

図書館委員会委員 殿

図書館委員会委員長
(附属図書館長)

尾上 孝雄

令和元年度第2回図書館委員会（持ち回り）の開催について

このたび、下記の喫緊の議案につき、メールによる持ち回りでの審議とすることといたしました。

つきましては、資料1（案）及び資料2（案）をご参照いただき、可否について、ご審議の上、令和元年8月19日（月）までに図書館企画課庶務係
(tosyo-kikaku-syomu@office.osaka-u.ac.jp) 宛にご回答くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

議題

<協議事項>

1. 消費税率引き上げに伴う諸料金規則の改正について・・・・・・・・・・資料1

令和元年10月1日に消費税率が10%へ引き上げられることが決定されました。

これに伴い附属図書館で取り扱っている諸料金が対象となり、一部料金の改正が必要となりました。

消費税率引き上げに伴う諸料金規則の改正について、資料1によりご審議願います。

(今後の予定)

なお、同規則は財務部所管規則となるため、本委員会で原案が了承された場合は、財務担当理事へ上申することとなります。

【改正案】

- (1) 写真撮影等に係る利用料金・・・・・・・・消費税率8%から10%へ改正する。
- (2) 写真原板等の使用に係る利用料金・・同上
- (3) 複製等に係る利用料金・・・・・・・・同上
- (4) 貴重図書貸付料・・・・・・・・同上

(備考)

※文献複写料金については、他大学の状況等を調査し、単価改訂について検討を行う必要があるため、令和元年10月1日の改正を見送る（令和2年4月1日からの改訂を行う）。

2. 電子図書館委員会委員の辞任に伴う後任委員の選出について・・・・・・・・・・資料2

図書館委員会委員の原隆浩教授（情報科学研究科）から、所属研究科における管理運営上の理由により図書館委員会委員及び電子図書館委員会委員を令和元年8月25日付けで辞任する旨申し出があり、併せて図書館委員会の後任の委員として鬼塚真 同研究科教授が選ばれた旨、連絡がありました。

電子図書館委員会の後任の委員（同委員会内規第3条第1項第3号委員：理工系から選ばれた図書館委員会委員のうちから6名以内）については本委員会において選出することから、協議願うものです。

後任の委員（案）は資料2のとおり。

なお、理工系に所属する副館長から後任の委員として鬼塚教授（情報科学研究科）の推薦があったものです。

参考添付

- ・ 大阪大学附属図書館電子図書館委員会内規
- ・ 図書館委員会委員名簿（R1.8.26）